

マレーシア移転価格文書規定の改正

AGS Consulting Singapore Pte. Ltd.

税理士資格保有者

八俣 信幸（やくわ のぶゆき）

1. はじめに

マレーシアにおいて、昨年2020年11月にThe Finance Bill 2020が公布され、2021年1月1日より移転価格税制の改正についても施行が開始されております。特に今回の改正においては罰則規制が強化されており、今まで移転価格税制上のコンプライアンスについてリスクが顕在化しなかったような企業にとっても、適正な対策を怠ると実際にペナルティ等が発生するケースも想定され、マレーシア現地に拠点を構える日系企業にとっても非常に影響の大きな改正となっております。

今回は、2021年1月1日から施行となった移転価格税制に関する重要な改正について、特に影響の大きな項目をいくつか紹介いたします。

2. マレーシアにおける移転価格文書化の概要

原則的にマレーシアの企業において関連当事者との取引（例えば、商品売買、サービス提供、グループ内ファイナンス、無形資産の利用等）が存在する場合には、その事業年度の税務申告期限までに移転価格文書の作成をしなければならないこととされております。

下記いずれかの要件を満たす法人については、下図に示した記載項目のすべてを網羅した移転価格文書の作成（下図、「Full TPD」）が必要とされ、それ以外の法人については、部分的な記載項目だけの移転価格文書の作成（下図、「Limited TPD」）が認められております。

- ・ 年間の総収入額がRM25,000,000を超え、かつ、関係当事者間取引の合計額が年間RM15,000,000を超える場合
- ・ 財政支援取引を行う場合で、その財政支援取引がRM50,000,000を超える場合

（移転価格文書への記載項目）

記載項目	Full TPD	Limited TPD
Group Overview / Company Background	✓	✓
Controlled Transactions	✓	✓
Pricing Policies (Includes a comparability study to ensure the correctness of arm's length prices)	✓	✓
Industry Analysis	✓	-
FAR Analysis (Functions, Assets and Risks)	✓	-
Selection and application of TP Method	✓	-
Benchmarking Analysis	✓	-
Financial Analysis	✓	-

3. 重要な改正点

今回の改正において、特に影響の大きな3つの重要な改正点を下記にて紹介いたします。

改正点① - 提出期限の短縮(Updated para 11.2.3 of Malaysia Transfer Pricing Guideline)

従前より、マレーシアの国税当局(IRB)から移転価格文書の提出を要求された場合は、30日以内に提出することが義務付けられておりましたが、今回の改正により、移転価格文書の提出期限が30日以内から14日以内に短縮されました。

改正点② - 新たなペナルティ(Section 113B of Income Tax Act)

IRBから移転価格文書の提出が要求された場合において、提出期限までに移転価格文書の提出が出来ないときは、IRBはその納税者に対しRM20,000からRM100,000までのペナルティを課することができるようになりました。

改正点③ - サーチャージ(Section 140A(3C) of Income Tax Act)

移転価格の調査によって、課税所得金額の調整(増額・減額いずれの場合も含む)が行われた場合には、IRBはその調整による税額の発生いかに関わらず、その調整額に対し5%以下のサーチャージを課することができるようになりました。

従前は、移転価格調査において課税所得の調整が行われた場合であっても、その調整により追加で税額が発生しない限りはペナルティを課することができませんでしたが、今回の改正によって、調整による税額の発生いかに関わらずサーチャージを課することができるようになりました。

4. 最後に

マレーシアでは、従前より移転価格の文書化が義務付けられておりましたが、従前の規定では罰則規定が限定的であったため、適正な移転価格文書を備えていなくても、IRBは罰則を課することができないケースが多く存在し、実務上の強制力が弱い側面がありました。今回の改正により罰則規定が強化され、IRBは上記の通り新たなペナルティやサーチャージを課することが可能になり実務上の執行能力が増したことにより、マレーシアでは今後より積極的に移転価格調査が実施されることが予想されております。

納税者側としては、十分な対策がとられていない場合には罰則が発生する可能性が高まっておりますので、まずは自社の対象取引を特定した上で、必要に応じて移転価格文書化への対応が求められます。

※文章中の作図等は、全て AGS Consulting Group で作成されたものです。

AGS Consulting Singapore Pte. Ltd. (シンガポール) / Crowe Malaysia PLT (マレーシア)

税理士資格保有者

八鍬 信幸 (やくわ のぶゆき)

2008年にKPMG税理士法人(国際税務部)入社し大手外資系企業、日系上場企業への税務コンプライアンス業務、及び、国際税務アドバイザリー業務に従事。

2014年来星、AGSシンガポールにて会計税務の実行支援、内部統制構築やM&Aの際のデューデリジェンス等、アセアン圏を中心に日系企業の海外展開を総合的にサポートしている。2018年より、同社マレーシア拠点の立上げを担当。マレーシアの現地大手アカウンティングファームであるCrowe Malaysia PLTにてJapan Desk Directorを務め、日系企業の進出、内部統制構築、M&Aのサポート業務等を行っている。

ビジネスマガジンへの連載や、海外進出企業への講演に多数登壇。